

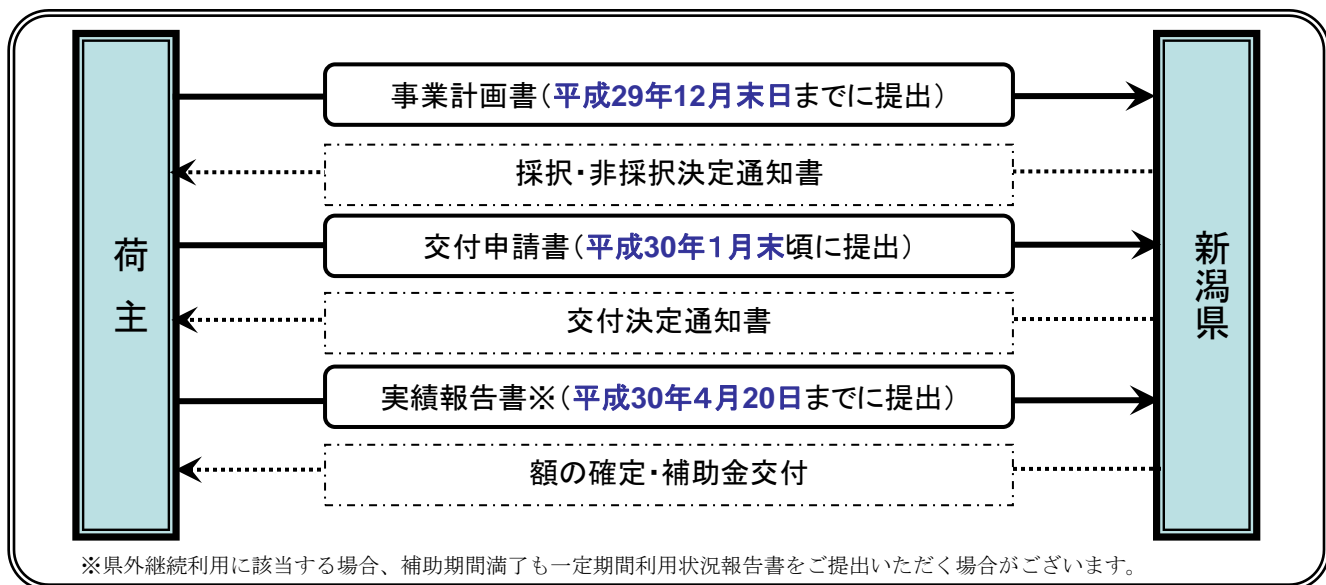
輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業のご案内

新潟県では、新潟港・直江津港の利用拡大を図るため輸出入コンテナ貨物に対する補助制度を設けています。

1 補助対象期間【各補助制度共通】

平成29年4月1日 ▶ 平成30年3月31日

2 手続きフロー【各補助制度共通】



3 輸出入コンテナの増加に対する補助【県内・県外共通】

特定大口荷主対象(H23年度～) **H29年度制度拡充**

1 補助の条件

以下のいずれかに該当するもの

- ① 県内港（新潟港・直江津港）から**輸出**するコンテナ貨物が**過去3ヶ年度の最高実績と比べて、500TEU以上増加**していること【特定大口荷主（輸出）】
- ② 県内港（新潟港・直江津港）から**輸入**するコンテナ貨物が**過去3ヶ年度の最高実績と比べて、500TEU以上増加**していること【特定大口荷主（輸入）】 **拡充**

2 補助の額

以下のとおり予算の範囲内で補助金を交付

- ① 【特定大口荷主（**輸出**）】 1,000万円+500TEU超過分×1万円/TEU
(上限1,500万円)
- ② 【特定大口荷主（**輸入**）】 500万円+500TEU超過分×0.5万円/TEU
(上限 750万円) **拡充**

1 補助の条件 以下のいずれかに該当するもの

- ① 県内港（新潟港・直江津港）から**輸出**するコンテナ貨物が過去3ヶ年度の最高実績と比べて、100TEU以上かつ2割以上増加していること
【大口荷主（**輸出**）】
- ② 県内港（新潟港・直江津港）から**輸入**するコンテナ貨物が過去3ヶ年度の最高実績と比べて、100TEU以上かつ2割以上増加していること
【大口荷主（**輸入**）】 **拡充**

2 補助の額 以下のとおり予算の範囲内で補助金を交付

- ① 【大口荷主（**輸出**）】 増加量 × 2万円/TEU（上限1,000万円）
- ② 【大口荷主（**輸入**）】 増加量 × 1万円/TEU（上限 500万円） **拡充**

4 輸出入コンテナの増加に対する補助【県内貨物対象】**1 補助の条件** 以下のいずれかに該当するもの

- ① 県内港（新潟港・直江津港）から**輸出**する新潟県内発の輸出コンテナ貨物（原則コンテナに荷物を積み込む場所で判断）が過去3ヶ年度の最高実績と比べて、50TEU以上かつ2割以上増加していること【県外利用拡大（輸出）】
- ② 県内港（新潟港・直江津港）から**輸入**する新潟県内着の輸入コンテナ貨物（原則コンテナから荷物を取り出す場所で判断）が過去3ヶ年度の最高実績と比べて、50TEU以上かつ2割以上増加していること【県外利用拡大（輸入）】

2 補助の額 以下のとおり予算の範囲内で補助金を交付

- ① 【県内利用拡大（**輸出**）】 増加量 × 2万円/TEU（上限200万円）
- ② 【県内利用拡大（**輸入**）】 増加量 × 1万円/TEU（上限100万円）

5 輸出入コンテナの増加に対する補助【県外貨物対象】

県外初利用荷主対象（H24年度～）

1 補助の条件 以下のいずれかに該当するもの

- ① 新潟県外発のコンテナ貨物（原則コンテナに荷物を積み込む場所で判断）を初めて県内港を利用して10TEU以上輸出すること【県外初利用（輸出）】
- ② 新潟県外着のコンテナ貨物（原則コンテナから荷物を取り出す場所で判断）を初めて県内港を利用して10TEU以上輸入すること【県外初利用（輸入）】

2 補助の額 以下のとおり予算の範囲内で補助金を交付

- ①【県外初利用（輸出）】 1 TEU当たり 4 万円（上限200万円）
- ②【県外初利用（輸入）】 1 TEU当たり 4 万円+25TEU超過分につき 1 TEU当たり 2 万円（上限150万円）

県外利用拡大荷主対象（H27年度～）

1 補助の条件 以下のいずれかに該当するもの

- ① 県内港（新潟港・直江津港）から輸出する新潟県外発の輸出コンテナ貨物（原則コンテナに荷物を積み込む場所で判断）が 過去3ヶ年度の最高実績と比べて50TEU以上増加していること【県外利用拡大（輸出）】
- ② 県内港（新潟港・直江津港）から輸入する新潟県外着の輸入コンテナ貨物（原則コンテナから荷物を取り出す場所で判断）が 過去3ヶ年度の最高実績と比べて50TEU以上増加していること【県外利用拡大（輸入）】

2 補助の額 以下のとおり予算の範囲内で補助金を交付

- ①【県外利用拡大（輸出）】 増加量× 2 万円/TEU（1事業者当たり上限200万円）
- ②【県外利用拡大（輸入）】 増加量× 1 万円/TEU（1事業者当たり上限100万円）

6 輸出入コンテナの継続利用に対する補助【県外貨物対象】

県外貨物継続利用荷主対象

H29年度新設

1 補助の条件

以下のいずれかに該当するもの

- ① 県外初利用補助に該当した翌年度、翌々年度において、初年度の**輸出量**を維持すること【県外継続利用（**輸出**）】
- ② 県外初利用補助に該当した翌年度、翌々年度において、初年度の**輸入量**を維持すること【県外継続利用（**輸入**）】

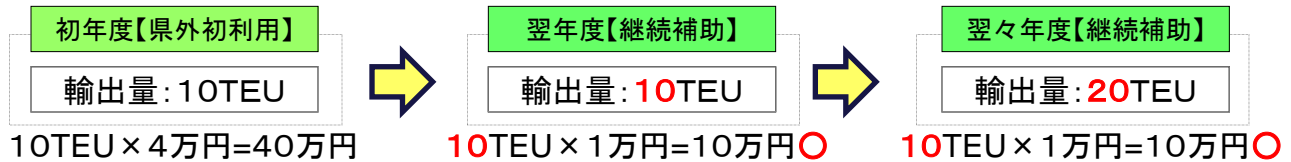
2 補助の額

以下のとおり予算の範囲内で補助金を交付

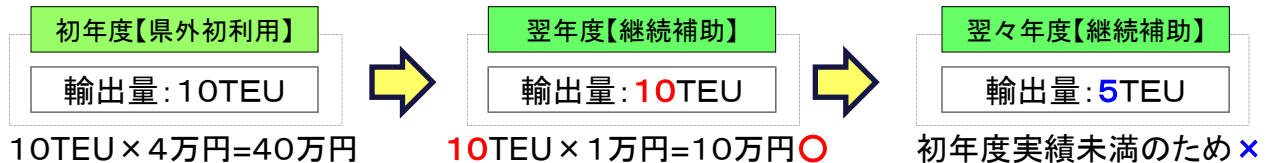
- ① 【県外継続利用（**輸出**）】 **初年度実績 × 1万円/TEU**
- ② 【県外継続利用（**輸入**）】 **初年度実績 × 0.5万円/TEU**

3 適用事例

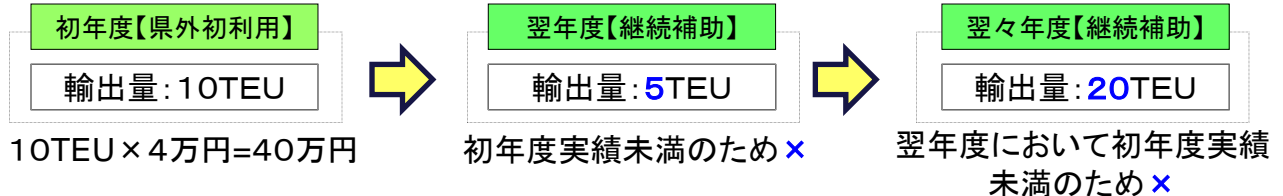
ケース(1)



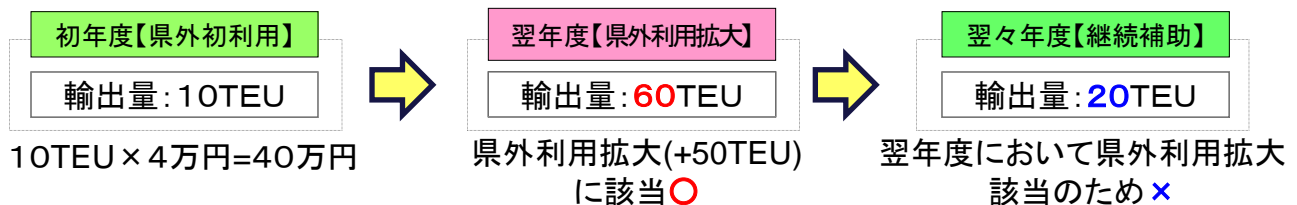
ケース(2)



ケース(3)



ケース(4)



留意事項

- ・小口貨物を混載させるものは補助対象から除きます。
- ・補助対象事業者について、船荷証券等で荷送人 (Shipper) 又は荷受人 (Consignee) が商社名義である場合には、実質的な荷主が誰かという観点で判断します。疑義が生じる場合はご相談ください。
- ・県外貨物について、新潟県内でバンニング、デバンニングを行う場合でも、仕出地又は仕向地が一つに限定される場合など、輸送形態によっては、補助対象となる場合がありますので、ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

新潟県交通政策局 港湾振興課 港湾企画振興班

TEL: 025-280-5455 FAX: 025-280-5089 e-Mail: ngt170010@pref.niigata.lg.jp

